

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議長 大 沢 芳 朋 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

定期監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第 1 9 9 条第 1 項）及び行政監査（同条第 2 項）。

3 監査等の対象 商工課

4 監査期日 令和 6 年 2 月 2 2 日

5 監査等の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和 5 年度上山市監査計画の「2 監査の実施方針」により行った。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

市政発展には、商工業の活性化は欠かせないものであり、中心市街地活性化事業や産業団地整備事業など賑わい創出に向けた積極的な取組みの成果に労を多とする。引き続き、地域産業の活性化と地域経済の底上げが図られるよう、事業者ニーズと社会動向を把握し、更なる施策の推進に努められるとともに、人口減少等の課題克服に向け、積極的な企業誘致事業に一層努力されたい。